

金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2 . 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	2 3
3 . 上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	5 5

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p>(30) 虚偽記載 有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、<u>法第10条(法第24条の2、<u>法第24条の4の7</u>及び法第24条の5において準用する場合を含む。)</u>又は法第23条の10に係る訂正命令をいう。)若しくは課徴金納付命令(法第172条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。))又は法第172条の2第1項若しくは第2項に係る命令をいう。)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは法第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。</p> <p>(31)～(42) (略)</p> <p><u>(42)の2 四半期財務諸表等 四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。)(特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。)</u>をいう。</p> <p>(43)～(75) (略)</p> <p><u>(75)の2 特定事業会社 開示府令第17条の6第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p>(30) 虚偽記載 有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2及び法第24条の5において準用する場合を含む。))又は法第23条の10に係る訂正命令をいう。)若しくは課徴金納付命令(法第172条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。))又は法第172条の2第1項若しくは第2項に係る命令をいう。)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは法第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であつて、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。</p> <p>(31)～(42) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(43)～(75) (略)</p> <p>(新設)</p>

(76) ~ (87) (略)

(88) 有価証券報告書等 有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、四半期報告書並びに目論見書をいう。

(89) ~ (96) (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第204条 (略)

2 ~ 5 (略)

6 本則市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、前各項の規定に基づく提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社にあつては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

7 本則市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社を除く。）は、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書（特定事業会社にあつては、中間監査概要書を含む。以下同じ。）各1部を提出するものとする。

(76) ~ (87) (略)

(88) 有価証券報告書等 有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書をいう。

(89) ~ (96) (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第204条 (略)

2 ~ 5 (略)

6 本則市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者は、前各項の規定に基づく提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査又は中間監査を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書又は中間監査報告書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

7 本則市場へ新規上場申請を行う新規上場申請者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社を除く。）は、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査又は中間監査（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書又は中間監査概要書各1部を提出するものとする。

8～12 (略)

(内国会社の形式要件)

第205条 内国株券等に係る第207条に定める本則市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(6) (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

次のaからdまでに適合すること。

a 最近2年間(前号a及びcのいずれにも適合していない場合は、最近3年間。次のbにおいて同じ。)に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

b (略)

c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」(特定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。)が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

d 新規上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。

8～12 (略)

(内国会社の形式要件)

第205条 内国株券等に係る第207条に定める本則市場の上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(6) (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

次のaからcまでに適合すること。

a 最近2年間(前号a及びcのいずれにも適合していない場合は、最近3年間。次のbにおいて同じ。)に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

b (略)

c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(新設)

(a) 最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

(b) 最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(8) ・ (9) (略)

(9) の 2 単元株式数

単元株式数が、上場の時に 1 0 0 株となる見込みのあること (国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)
ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(1 0) ~ (1 2) (略)

(外国会社の形式要件)

第 2 0 6 条 (略)

2 (略)

3 前 2 項の規定にかかわらず、新規上場申請者が民営化外国会社 (本国の政府が資本の全額を出資する者から、財産並びに権利及び義務を譲り受けてその者が行っていた事業を営む外国会社若しくは本国の政府により発行済株式総数の過半数が所有されていた外国会社で、政府所有株式の全部若しくは一部の売却により当該株式が民間に所有されることとなったもの又はこれらに類すると当取引所が認める外国会社をいう。以下同じ。) である場合には、第 1 項第 1 号及び前項第 3 号において適用する前条第 4 号、第 6 号及び第 7 号に適合しない場合であっても、次の各号に適合するものを外国株券等に係る次条に定める上場審査の対象とする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定

(8) ・ (9) (略)

(新設)

(1 0) ~ (1 2) (略)

(外国会社の形式要件)

第 2 0 6 条 (略)

2 (略)

3 前 2 項の規定にかかわらず、新規上場申請者が民営化外国会社 (本国の政府が資本の全額を出資する者から、財産並びに権利及び義務を譲り受けてその者が行っていた事業を営む外国会社若しくは本国の政府により発行済株式総数の過半数が所有されていた外国会社で、政府所有株式の全部若しくは一部の売却により当該株式が民間に所有されることとなったもの又はこれらに類すると当取引所が認める外国会社をいう。以下同じ。) である場合には、第 1 項第 1 号及び前項第 3 号において適用する前条第 4 号、第 6 号及び第 7 号に適合しない場合であっても、次の各号に適合するものを外国株券等に係る次条に定める上場審査の対象とする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定

める。

(1)・(2) (略)

(3) 虚偽記載又は不適正意見等

次のaからdまでに適合すること。

a～c (略)

d 新規上場申請に係る外国株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合 にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。

(a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

(b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(4)～(6) (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第211条 (略)

2～5 (略)

6 マザーズへ新規上場申請を行う新規上場申請者は、前各項の規定に基づく提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付するものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

7 マザーズへ新規上場申請を行う新規上場申請

める。

(1)・(2) (略)

(3) 虚偽記載又は不適正意見等

次のaからcまでに適合すること。

a～c (略)

(新設)

(4)～(6) (略)

(新規上場申請に係る提出書類等)

第211条 (略)

2～5 (略)

6 マザーズへ新規上場申請を行う新規上場申請者は、前各項の規定に基づく提出書類のうち施行規則で定める財務計算に関する書類について、施行規則で定めるところにより、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士又は監査法人の監査又は中間監査を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書又は中間監査報告書を添付するものとする。この場合における取扱いは施行規則で定める。ただし、新規上場申請者が施行規則で定める外国会社である場合には、この限りでない。

7 マザーズへ新規上場申請を行う新規上場申請

者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社を除く。）は、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査、中間監査又は四半期レビュー（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書各1部を提出するものとする。

8～12 （略）

（内国会社の形式要件）

第212条 内国株券に係る第214条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（1）～（5） （略）

（6） 虚偽記載又は不適正意見等

次のaからdまでに適合すること。

a （略）

b 「新規上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）及び中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

c a及び前bに規定する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

d 新規上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の（a）及び（b）に該当する

者（前項ただし書の規定の適用を受ける外国会社を除く。）は、施行規則で定めるところにより、前項に規定する監査又は中間監査（施行規則で定めるものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した監査概要書又は中間監査概要書各1部を提出するものとする。

8～12 （略）

（内国会社の形式要件）

第212条 内国株券に係る第214条に定める上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

（1）～（5） （略）

（6） 虚偽記載又は不適正意見等

次のaからcまでに適合すること。

a （略）

b 「新規上場申請のための有価証券報告書」に添付される監査報告書（最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものに限る。）及び中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

c a及び前bに規定する監査報告書又は中間監査報告書に係る財務諸表等又は中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

（新設）

ものでないこと。

(a) 最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

(b) 最近 1 年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(7) (略)

(一部指定の形式要件)

第 3 0 8 条 市場第二部銘柄である上場株券等の市場第一部銘柄への指定に係る次条に定める審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ~ (6) (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a 上場会社が、最近 5 年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

b 上場会社の最近 5 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに各事業年度における四半期会計期間及び各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士又は監査法人の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「無限定の結論」若しくは「除外事項を付した限定付結論」(特

(7) (略)

(一部指定の形式要件)

第 3 0 8 条 市場第二部銘柄である上場株券等の市場第一部銘柄への指定に係る次条に定める審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ~ (6) (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a 上場会社が、最近 5 年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

b 上場会社の最近 5 年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに各事業年度における中間会計期間及び各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士又は監査法人の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事

定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」及び「除外事項を付した限定付意見」を含む。）

が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

c 次の(a)及び(b)に該当するものではないこと。

(a) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書において、「評価結果を表明できない」旨が記載されていること。

(b) 最近1年間に終了する事業年度に係る内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されていること。

(上場市場の変更審査)

第313条 第205条(第9号の2を除く。)、第206条、第207条第1項及び第4項並びに第308条第7号cの規定は、前条の場合について準用する。

2～5 (略)

(会社情報の開示)

第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからa oまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a～a j (略)

a k 有価証券報告書又は四半期報告書に記

項を付した限定付意見」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(新設)

(上場市場の変更審査)

第313条 第205条、第206条並びに第207条第1項及び第4項の規定は、前条の場合について準用する。

2～5 (略)

(会社情報の開示)

第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからa oまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a～a j (略)

a k 有価証券報告書又は半期報告書に記載

載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動

a l 財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。

a m ~ a o (略)

(2) 次の a から x までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ~ p (略)

q 保有有価証券(当該上場会社の子会社等の株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。)の全部又は一部について、事業年度又は四半期会計期間の末日における時価額(当該日の金融商品取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格)により算出した価額)が帳簿価額を下回ったこと(当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。)

r · s (略)

t 有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。))において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)

u 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。)を添付した有価

される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動

a l 財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。

a m ~ a o (略)

(2) 次の a から x までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a ~ p (略)

q 保有有価証券(当該上場会社の子会社等の株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。)の全部又は一部について、事業年度又は中間会計期間の末日における時価額(当該日の金融商品取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格)により算出した価額)が帳簿価額を下回ったこと(当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。)

r · s (略)

t 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。))において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)

u 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又

証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

- v 財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨（特定事業会社にあつては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載されることとなったこと。

- vの2 内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。

w・x （略）

（決算短信等）

第404条 上場会社は、事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

（削る）

は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

- v 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」又は公認会計士等の「不適正意見」若しくは「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」若しくは「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。

（新設）

w・x （略）

（決算短信等）

第404条 上場会社は、事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算（マザーズの上場外国会社（監査証明府令第1条の3に規定する者に限る。））にあつては、事業年度又は連結会計年度に係る決算に限る。）の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

2. 本則市場の上場会社は、第1四半期及び第3

(削る)

(非上場親会社等の情報の開示)

第406条 上場会社が親会社等(親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあっては、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあっては、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この条において同じ。)を有している場合において、上場会社は、その親会社等が次の各号のいずれかに該当するとき(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 上場会社の親会社等の事業年度若しくは中間会計期間(当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間)又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間(当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間)

四半期における四半期財務・業績の概況が定まった場合は、直ちに当該四半期財務・業績の概況の開示をしなければならない。この場合における四半期財務・業績の概況の開示は施行規則で定めるところによる。

3. マザーズの上場会社は、第1四半期及び第3四半期(上場外国会社(監査証明府令第1条の3に規定する者に限る。))である場合には、第1四半期、第2四半期及び第3四半期)における四半期財務・業績の概況が定まった場合は、直ちに当該四半期財務・業績の概況の開示をしなければならない。この場合における四半期財務・業績の概況の開示は施行規則で定めるところによる。

(非上場親会社等の情報の開示)

第406条 上場会社が親会社等(親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあっては、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあっては、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この条において同じ。)を有している場合において、上場会社は、その親会社等が次の各号のいずれかに該当するとき(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 上場会社の親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合

に係る決算の内容が定まった場合

2 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第416条 (略)

2 前項の規定は、上場会社が第402条から第411条まで又は前条第2項に基づき開示した内容と有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書又は臨時報告書(これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。)における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。

3 (略)

(企業グループの構造に係るリスク情報に関する報告書)

第420条 (略)

(書類の提出等)

第421条 (略)

(削る)

2 (略)

(開示内容の変更又は訂正)

第416条 (略)

2 前項の規定は、上場会社が第402条から第411条まで又は前条第2項に基づき開示した内容と有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書又は臨時報告書(これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。)における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。

3 (略)

(企業グループの構造に係るリスク情報に関する報告書)

第419条の2 (略)

(書類の提出等)

第420条 (略)

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第421条 上場会社は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該上場会社の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を施行規則で定めるところにより記載した書面(当該有価証券報告書又は半期報告書に、開示府令第17条第1項第1号へ(同項第2号イによる場合を含む。))又は同第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する書面を添付している場合にあつては、当該書面の写し)を遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとす

(単元株式数の変更等)

第 4 2 7 条の 2 上場内国株券の発行者は、単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設について取締役会決議(委員会設置会社については、執行役の決定を含む。)を行う場合には、単元株式数を 1 0 0 株とするものとする。

(公認会計士等)

第 4 4 0 条 上場内国株券の発行者は、当該発行者の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任するよう努めるものとする。

(書類の提出等に係る改善報告書の提出)

第 5 0 4 条 当取引所は、上場会社が第 4 2 1 条の規定に基づく書類の提出等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、改善報告書の提出を求めることができる。

2 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第 6 0 1 条 本則市場の上場内国株券等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ~ (9) (略)

(1 0) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延

2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は四半期レビュー報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する

る。

(新設)

(公認会計士等)

第 4 4 0 条 上場内国株券の発行者は、当該発行者の会計監査人を、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任するよう努めるものとする。

(書類の提出等に係る改善報告書の提出)

第 5 0 4 条 当取引所は、上場会社が第 4 2 0 条又は第 4 2 1 条の規定に基づく書類の提出等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、改善報告書の提出を求めることができる。

2 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第 6 0 1 条 本則市場の上場内国株券等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ~ (9) (略)

(1 0) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延

2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に

証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(11) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a (略)

b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このbにおいて同じ。)が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨(特定事業会社の場合にあっては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。)が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認める場合

(12) ~ (18) (略)

(当取引所への協力義務)

第606条 上場会社は、当取引所が当該上場会社の発行する上場株券等の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等(当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(11) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a (略)

b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このbにおいて同じ。)が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認める場合

(12) ~ (18) (略)

(当取引所への協力義務)

第606条 上場会社は、当取引所が当該上場会社の発行する上場株券等の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等(当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

2 (略)

(会社情報の開示)

第806条 (略)

2 発行者が取得できる旨の定めがある上場優先株等の発行者は、第404条の規定に基づき決算の内容を開示する場合には、当該取得についての方針について、併せてその内容を開示しなければならない。

3 (略)

4 上場子会社連動配当株の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に規定する事項及び第2号に規定する事実にあつては、当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当する場合を除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象子会社の事業年度若しくは中間会計期間(当該対象子会社が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間)又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間(当該対象子会社が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間)に係る決算の内容が定まった場合

(4)・(5) (略)

5 上場子会社連動配当株の発行者は、施行規則で定めるところにより第1四半期及び第3四半期における対象子会社の四半期財務・業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該対象子会社の四半期財務・業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。ただし、当該対象子会社が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合は、この限りでない。

6~8 (略)

2 (略)

(会社情報の開示)

第806条 (略)

2 発行者が取得できる旨の定めがある上場優先株等の発行者は、第404条第1項の規定に基づき決算の内容を開示する場合には、当該取得についての方針について、併せてその内容を開示しなければならない。

3 (略)

4 上場子会社連動配当株の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に規定する事項及び第2号に規定する事実にあつては、当該上場子会社連動配当株の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当する場合を除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象子会社の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合

(4)・(5) (略)

5 上場子会社連動配当株の発行者は、施行規則で定めるところにより第1四半期及び第3四半期における対象子会社の四半期財務・業績の概況を開示するものとし、当該開示は当該対象子会社の四半期財務・業績の概況が定まったときに直ちに行わなければならない。

6~8 (略)

(書類の提出等)

第909条 (略)

2 上場債券の発行者(上場会社を除く。)は、前項のほか、上場債券の特性を勘案し、第421条第1項の規定に準じて当取引所に対する書類の提出等を行うとともに、当取引所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

3 (略)

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第910条 上場債券(法第3条に定める有価証券を除く。)の発行者(上場会社を除く。)は、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者がその提出時点において当該有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を施行規則で定めるところにより記載した書面(法第24条の4の2第2項(法第24条の4の8第1項又は法第24条の5の2第1項による場合を含む。))の規定により、同項に定める確認書を提出している場合にあっては、当該確認書の写し)を遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場廃止基準)

第912条 上場債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(書類の提出等)

第909条 (略)

2 上場債券の発行者(上場会社を除く。)は、前項のほか、上場債券の特性を勘案し、第420条第1項の規定に準じて当取引所に対する書類の提出等を行うとともに、当取引所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

3 (略)

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第910条 上場債券(法第3条に定める有価証券を除く。)の発行者(上場会社を除く。)は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を施行規則で定めるところにより記載した書面(当該有価証券報告書又は半期報告書に、開示府令第17条第1項第1号へ(同項第2号イによる場合を含む。))又は同第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する書面を添付している場合にあっては、当該書面の写し)を遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場廃止基準)

第912条 上場債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 次の a から d までに掲げる債券の区分に従い、当該 a から d までに定める場合

a 外国社債券以外の社債券

次の (a) 及び (b) に掲げる場合の区分に従い、当該 (a) 及び (b) に定める場合

(a) (略)

(b) 上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合

次のイからハまでに定める場合に該当した状態となったと当取引所が認めたとき

イ 第 6 0 1 条第 6 号から第 9 号まで (同条第 7 号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。) 又は第 1 1 号 a のいずれかに該当した場合

ロ 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書 (公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。) を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第 2 4 条第 1 項又は第 2 4 条の 5 第 1 項に定める期間の経過後 1 か月以内 (天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3 か月以内) に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合 (当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、第 6 0 1 条第 1 0 号に規定する場合)

ハ 発行者の財務諸表等に添付される監

(2) 次の a から d までに掲げる債券の区分に従い、当該 a から d までに定める場合

a 外国社債券以外の社債券

次の (a) 及び (b) に掲げる場合の区分に従い、当該 (a) 及び (b) に定める場合

(a) (略)

(b) 上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合

第 6 0 1 条第 6 号から第 1 1 号まで (同条第 7 号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。) のいずれかに該当した状態となったと当取引所が認めた場合

査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このbにおいて同じ。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認める場合（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、第601条第11号bに規定する場合）

b 保証付外国社債券以外の外国社債券

次の（a）から（c）までに掲げる場合の区分に従い、当該（a）から（c）までに定める場合

（a）・（b）（略）

（c） 上場社債券の発行者が上場会社でない場合

第601条第6号から第9号まで（同条第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）、同条第11号a、同条第19号、第602条第2項第1号本文（第604条第2項第3号による場合を含む。）又は前aの（b）の口若しくは八のいずれかに該当した状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、第602条第2項第1号本文（第604条第2項第3号による場合を含む。）に該当した状態となったと当取引所が認めた場合で、施行規則で定めるところにより上場の継続を必要と認めると

b 保証付外国社債券以外の外国社債券

次の（a）から（c）までに掲げる場合の区分に従い、当該（a）から（c）までに定める場合

（a）・（b）（略）

（c） 上場社債券の発行者が上場会社でない場合

第601条第6号から第12号まで（同条第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）若しくは第19号又は第602条第2項第1号本文（第604条第2項第3号による場合を含む。）のいずれかに該当した状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、第602条第2項第1号本文（第604条第2項第3号による場合を含む。）に該当した状態となったと当取引所が認めた場合で、施行規則で定めるところにより上場の継続を必要と認めるときを除く。

きを除く。

c (略)

d 社債券以外の債券(国債証券を除く。)

次の(a)又は(b)に該当する場合

(a) 第601条第11号a又は前aの

(b)の口若しくは八に該当する場合

(b) (略)

2 (略)

(書類の提出等)

第932条 (略)

2 上場交換社債券の発行者(上場会社を除く。)

は、前項のほか、上場交換社債券の特性を勘案し、第421条第1項の規定に準じて当取引所に対する書類の提出等を行うとともに、当取引所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

3 (略)

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第933条 上場交換社債券の発行者(上場会社を除く。)は、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を施行規則で定めるところにより記載した書面(法第24条の4の2第2項(法第24条の4の8第1項又は法第24条の5の2第1項による場合を含む。)の規定により、同項に定める確認書を提出している場合にあつては、当該確認書の写し)を遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場交換社債券の発行者は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

c (略)

d 社債券以外の債券(国債証券を除く。)

次の(a)又は(b)に該当する場合

(a) 第601条第10号又は第11号

に該当する場合

(b) (略)

2 (略)

(書類の提出等)

第932条 (略)

2 上場交換社債券の発行者(上場会社を除く。)

は、前項のほか、上場交換社債券の特性を勘案し、第420条第1項の規定に準じて当取引所に対する書類の提出等を行うとともに、当取引所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

3 (略)

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第933条 上場交換社債券の発行者(上場会社を除く。)は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を施行規則で定めるところにより記載した書面(当該有価証券報告書又は半期報告書に、開示府令第17条第1項第1号へ(同項第2号イによる場合を含む。)又は同第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する書面を添付している場合)にあつては、当該書面の写し)を遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場交換社債券の発行者は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場廃止基準)

第936条 上場交換社債券の発行者が次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める場合のいずれかに該当するときは、当該発行者が発行する交換社債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場会社でない場合

次のa又はbに掲げる場合

a (略)

b 第601条第11号a又は第912条第1項第2号aの(b)の口若しくは八のいずれかに該当する場合又は事業活動の停止、解散若しくはこれらと同等の状態であると当取引所が認める場合

2・3 (略)

(上場管理等)

第1304条 当取引所は、東証グループが次の各号に掲げる行為を行った場合には、遅滞なく金融庁長官にその内容を報告するものとする。

(1) (略)

(2) 第418条の規定による当取引所への書類の提出

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第204条第6項及び第7項、第205条第7号a及びc、第211条第6項及び第7項、第212条第6号b及びc、第308条第7号a及びb、第402条第1号ak及びa1、同条第2号q、t、u及びv、第404条、

(上場廃止基準)

第936条 上場交換社債券の発行者が次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める場合のいずれかに該当するときは、当該発行者が発行する交換社債券全銘柄の上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 上場会社でない場合

次のa又はbに掲げる場合

a (略)

b 第601条第10号若しくは第11号のいずれかに該当する場合又は事業活動の停止、解散若しくはこれらと同等の状態であると当取引所が認める場合

2・3 (略)

(上場管理等)

第1304条 当取引所は、東証グループが次の各号に掲げる行為を行った場合には、遅滞なく金融庁長官にその内容を報告するものとする。

(1) (略)

(2) 第418条又は第421条の規定による当取引所への書類の提出

第406条第1項第3号、第416条第2項、第601条第10号及び第11号、第806条第4項第3号、同条第5項、第910条、第912条第1項第2号、第933条並びに第936条第1項の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

3 改正後の第205条第7号d、第206条第3項第3号d、第212条第6号d、第308条第7号c及び第402条第2号vの2の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。

4 施行日より前に開始する事業年度に係る有価証券報告書等については、改正前の第421条の規定は、なおその効力を有する。

5 改正後の第205条第9号の2(第209条第1号、第210条第1項、第212条第7号及び第216条第1号による場合を含む。)の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

6 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第402条第2号uの規定の適用については、同u中「法第24条の4の7第1項に定める期間内」及び「当該期間内」とあるのは「法第24条の4の7第1項に定める期間の最終日の翌日から起算して15日を経過する日まで」とする。

7 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第601条第10号(第602条第1項第1号、同条第2項第3号、第603条第6号、第604条第1項第2号、同条第2項第1号、第912条第1項第2号aの(b)口、同号b(c)、同号d(a)及び第936条第1項第2号bによる場合を含む。)の規定の適用については、

同号中「1か月以内」とあるのは「45日以内」と、「3か月以内」とあるのは「105日以内」とする。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株信託受益証券」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「基準日等」、「協同組織金融機関」、「金融商品取引業者」、「交換社債券」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「子会社連動配当株」、「債券」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「指定保管振替機関」、「<u>四半期財務諸表等</u>」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場外国株券等」、「上場外国株信託受益証券」、「上場外国株預託証券等」、「上場会社」、「上場株券等」、「上場交換社債券」、「上場債券」、「上場市場変更申請者」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場内国株券等」、「上場有価証券」、「上場優先株等」、「上場優先出資証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「<u>特定事業会社</u>」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この施行規則において「1単位」、「親会社」、「親会社等」、「外国」、「外国会社」、「外国株券」、「外国株券等」、「外国株券等実質株主」、「外国株信託受益証券」、「外国株預託証券」、「外国株預託証券等」、「外国金融商品取引所等」、「外国持株会社」、「開示府令」、「会社」、「株券等」、「株式事務代行機関」、「関係会社」、「監査証明」、「監査証明に相当する証明」、「監査証明府令」、「幹事取引参加者」、「関連会社」、「企業グループ」、「企業集団」、「基準日等」、「協同組織金融機関」、「金融商品取引業者」、「交換社債券」、「公認会計士」、「公認会計士等」、「公募」、「子会社」、「子会社連動配当株」、「債券」、「財務諸表等」、「財務書類」、「自己株式」、「指定保管振替機関」、「上場外国会社」、「上場外国株券」、「上場外国株券等」、「上場外国株信託受益証券」、「上場外国株預託証券等」、「上場会社」、「上場株券等」、「上場交換社債券」、「上場債券」、「上場市場変更申請者」、「上場転換社債型新株予約権付社債券」、「上場内国会社」、「上場内国株券」、「上場内国株券等」、「上場有価証券」、「上場優先株等」、「上場優先出資証券」、「新株予約権証券」、「新規上場」、「新規上場申請者」、「人的分割」、「数量制限付分売」、「施行令」、「立会外分売」、「単元株式数」、「中間財務諸表等」、「重複上場」、「直前事業年度の末日等」、「テクニカル上場規定」、「転換」、「転換社債型新株予約権付社債券」、「内閣総理大臣等」、「内国会社」、「内国株券」、「内国株券等」、「買収防衛策」、「発</p>

券」、「内国株券等」、「買収防衛策」、「発行者」、「法」、「募集株式」、「保振法」、「本国」、「本国等」、「有価証券」、「有価証券報告書等」、「優先株等」、「優先出資」、「優先出資証券」、「優先出資法」、「預託機関等」、「預託契約等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定する1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、外国株券等実質株主、外国株信託受益証券、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国金融商品取引所等、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、関係会社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、基準日等、協同組織金融機関、金融商品取引業者、交換社債券、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、子会社連動配当株、債券、財務諸表等、財務書類、自己株式、指定保管振替機関、四半期財務諸表等、上場外国会社、上場外国株券、上場外国株券等、上場外国株信託受益証券、上場外国株預託証券等、上場会社、上場株券等、上場交換社債券、上場債券、上場市場変更申請者、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場内国株券等、上場有価証券、上場優先株等、上場優先出資証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、特定事業会社、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内国株券等、買収防衛策、発行者、法、募集株式、保振法、本国、本国等、有価証券、有価証券報告書等、優先株等、優先出資、優先出資証券、優先出資法、預託機関等、預託契約等及び流通株式をいう。

行者」、「法」、「募集株式」、「保振法」、「本国」、「本国等」、「有価証券」、「有価証券報告書等」、「優先株等」、「優先出資」、「優先出資証券」、「優先出資法」、「預託機関等」、「預託契約等」及び「流通株式」とは、それぞれ規程第2条に規定する1単位、親会社、親会社等、外国、外国会社、外国株券、外国株券等、外国株券等実質株主、外国株信託受益証券、外国株預託証券、外国株預託証券等、外国金融商品取引所等、外国持株会社、開示府令、会社、株券等、株式事務代行機関、関係会社、監査証明、監査証明に相当する証明、監査証明府令、幹事取引参加者、関連会社、企業グループ、企業集団、基準日等、協同組織金融機関、金融商品取引業者、交換社債券、公認会計士、公認会計士等、公募、子会社、子会社連動配当株、債券、財務諸表等、財務書類、自己株式、指定保管振替機関、上場外国会社、上場外国株券、上場外国株券等、上場外国株信託受益証券、上場外国株預託証券等、上場会社、上場株券等、上場交換社債券、上場債券、上場市場変更申請者、上場転換社債型新株予約権付社債券、上場内国会社、上場内国株券、上場内国株券等、上場有価証券、上場優先株等、上場優先出資証券、新株予約権証券、新規上場、新規上場申請者、人的分割、数量制限付分売、施行令、立会外分売、単元株式数、中間財務諸表等、重複上場、直前事業年度の末日等、テクニカル上場規定、転換、転換社債型新株予約権付社債券、内閣総理大臣等、内国会社、内国株券、内国株券等、買収防衛策、発行者、法、募集株式、保振法、本国、本国等、有価証券、有価証券報告書等、優先株等、優先出資、優先出資証券、優先出資法、預託機関等、預託契約等及び流通株式をいう。

2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(14) (略)

(14)の2 四半期レビュー 規程第204条第6項に規定する四半期レビューをいう。

(14)の3 四半期レビュー概要書 規程第204条第7項に規定する四半期レビュー概要書をいう。

(14)の4 四半期レビュー報告書 規程第204条第6項に規定する四半期レビュー報告書をいう。

(15)～(35) (略)

3 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(13) (略)

(削る)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) 複数の子会社の結合財務情報に関する書類 複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書をいい、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場

2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(14) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(15)～(35) (略)

3 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(13) (略)

(14) 四半期財務諸表等 四半期貸借対照表及び四半期損益計算書並びに四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社(外国会社を除く。)にあっては、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書とし、外国会社にあっては、四半期に係る財務書類とする。)をいう。

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) 複数の子会社の結合財務情報に関する書類 複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書をいい、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合に

合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。

(2 2) (略)

(2 3) (略)

(2 4) (略)

(2 5) (略)

(2 6) (略)

(2 7) (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第 2 0 4 条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第 2 0 4 条第 2 項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) ~ (9) (略)

(9) の 2 新規上場申請に係る内国株券(国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。)について、上場時における単元株式数が 1 0 0 株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、規程第 4 2 7 条の 2 に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面

(1 0) 最近 1 年間に終了する事業年度の各四半期会計期間に係る「新規上場申請のための四半期報告書」 各 2 部

この場合において、当該「新規上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第 1 7 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する「第 4 号の 3 様式」に準じて作成するものとし、規程第 2 0 4 条第 6 項及び第 7 項の規定に準じて四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、新規上場申請日の直前事業年度の末日までに

は、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。

(2 3) (略)

(2 4) (略)

(2 5) (略)

(2 6) (略)

(2 7) (略)

(2 8) (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第 2 0 4 条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第 2 0 4 条第 2 項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) ~ (9) (略)

(新設)

(1 0) 最近 1 年間に終了する事業年度の中間会計期間に係る「新規上場申請のための半期報告書」 2 部

この場合において、当該「新規上場申請のための半期報告書」は、開示府令第 1 8 条第 1 項第 1 号に規定する「第 5 号様式」に準じて作成するものとし、規程第 2 0 4 条第 6 項及び第 7 項の規定に準じて中間監査報告書及び中間監査概要書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、新規上場申請日の直前事業年度の末日までに 1 年以上を経過してい

1年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合に限る。）の当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合には、当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとする。

（ 1 1 ） ~ （ 3 1 ） （ 略 ）

2・3 （ 略 ）

（テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類）

第 2 0 5 条 規程第 2 0 4 条第 3 項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類とする。

（ 1 ） 規程第 2 0 8 条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に該当する新規上場申請者

a 内国会社

（ a ） 前条第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 6 号、第 7 号、第 9 号の 2、第 1 1 号及び第 2 4 号から第 2 6 号までに掲げる書類

（ b ） ~ （ f ） （ 略 ）

b （ 略 ）

（ 2 ） （ 略 ）

（新規上場申請に係る提出書類）

第 2 0 6 条 規程第 2 0 4 条第 5 項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。

ない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（継続開示会社に限る。）の当該中間会計期間に係る半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が継続開示会社である場合には、当該中間会計期間に係る半期報告書の写しで足りるものとする。

（ 1 1 ） ~ （ 3 1 ） （ 略 ）

2・3 （ 略 ）

（テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類）

第 2 0 5 条 規程第 2 0 4 条第 3 項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類とする。

（ 1 ） 規程第 2 0 8 条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に該当する新規上場申請者

a 内国会社

（ a ） 前条第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 6 号、第 7 号、第 1 1 号及び第 2 4 号から第 2 6 号までに掲げる書類

（ b ） ~ （ f ） （ 略 ）

b （ 略 ）

（ 2 ） （ 略 ）

（新規上場申請に係る提出書類）

第 2 0 6 条 規程第 2 0 4 条第 5 項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 新規上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに内閣総理大臣等に次の a から i までのいずれかに掲げる書類を提出した場合 その写し 各 2 部。ただし、新規上場申請者が内国会社又は継続開示会社である外国会社である場合には、a 及び c に掲げる書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a ~ h (略)

i 内部統制報告書 (訂正内部統制報告書を含む。)

(6) ~ (8) (略)

(9) 新規上場申請に係る株券等の上場日が次の a から c までに該当する場合 当該 a から c に規定する書類 (新規上場申請者が外国会社 (重複上場の場合に限る。)) である場合には、この限りでない。) 各 2 部

a 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後 3 か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第 1 四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための四半期報告書」。この場合において、新規上場申請者が内国会社であるときは、開示府令第 17 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する「第 4 号の 3 様式」、外国会社であるときは、同項第 2 号に規定する「第 9 号の 3 様式」にそれぞれ準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の外国会社であると

(1) ~ (4) (略)

(5) 新規上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに内閣総理大臣等に次の a から h までのいずれかに掲げる書類を提出した場合 その写し a から d までに掲げる書類については各 2 部、e から h までに掲げる書類については各 1 部。ただし、新規上場申請者が内国会社又は継続開示会社である外国会社である場合には、a から c までに掲げる書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a ~ h (略)

(新設)

(6) ~ (8) (略)

(9) 新規上場申請に係る株券等の上場日が次の a 又は b に該当する場合 当該 a 又は b に規定する書類 各 2 部

a 1 年を 1 事業年度とする新規上場申請者について、新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後 6 か月を経過した後となる場合

当該事業年度が開始した日以後 6 か月間に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための半期報告書」。この場合において、「新規上場申請のための半期報告書」は、開示府令第 18 条第 1 項第 1 号に規定する「第 5 号様式」又は同項第 3 号に規定する「第 10 号様式」に準じて作成するものとする。ただし、新規上場申請者が継続開示会社である場合には、半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が外国会社 (継続開示会社である外国会社を除く。) である場合には、「新規上場申請のための半期報告書」に記載す

きは、「新規上場申請のための四半期報告書」に記載する財務書類は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第83条に定める作成基準に準じて作成するものとする（次のb及びcに定める「新規上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。

b 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後6か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第2四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための四半期報告書」

c 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第3四半期に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための四半期報告書」

(10) (略)

(監査報告書等)

第207条 規程第204条第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいうものとする。

(1) 第204条第1項第5号又は同条第2項第3号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載及び添付する次のa及びbに掲げる財務諸表等

a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（第204条第1項第5号e（同条第2項第3号cにおいて準用する場合を含む。）に規定する合併による解散会社又は持株会社若しくは外国持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等及び新規上

る財務書類は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第74条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

b 新規上場申請日の属する事業年度終了後3か月を経過した後となる場合

当該事業年度に関し、当取引所が定める事項を記載した「新規上場申請のための有価証券報告書」。この場合において、「新規上場申請のための有価証券報告書」のうち の部は、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」又は同条第2号イに規定する「第8号様式」に準じて作成するものとし、新規上場申請日の属する事業年度に係る会社法第438条第1項に規定する計算書類及び事業報告で、定時株主総会にその内容を報告し又はその承認を受けたものを添付するものとする。

(10) (略)

(監査報告書等)

第207条 規程第204条第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいうものとする。

(1) 第204条第1項第5号、同条第2項第3号又は前条第9号bに規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等のうち、次のa又はbに掲げるもの

a 「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載及び添付する次の(a)及び(b)に掲げる財務諸表等

(a) 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（第204条第1項第5号e（同条第2項第3号cにおいて準用する場合を含む。）に

場申請者が民営化外国会社である場合であって、当該事業年度において作成していない財務書類があるときで、当該財務書類を新たに作成することが著しく困難であると認められるときの当該財務書類を除く。)

- b 新規上場申請者が規程第205条第6号a及びc(新規上場申請者が民営化外国会社である場合には、規程第206条第3項第2号a及びc)のいずれにも適合していない場合は、前aに定めるもののほか、最近3年間のうち最初の1年間に終了する連結会計年度の連結財務諸表(新規上場申請者が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、最近3年間のうち最初の1年間に終了する事業年度の財務諸表とし、新規上場申請者が外国会社である場合は、最近3年間のうち最初の1年間に終了する事業年度の財務書類とする。)

規定する合併による解散会社又は持株会社若しくは外国持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等及び新規上場申請者が民営化外国会社である場合であって、当該事業年度において作成していない財務書類があるときで、当該財務書類を新たに作成することが著しく困難であると認められるときの当該財務書類を除く。)

- (b) 新規上場申請者が規程第205条第6号a及びc(新規上場申請者が民営化外国会社である場合には、規程第206条第3項第2号a及びc)のいずれにも適合していない場合は、前(a)に定めるもののほか、最近3年間のうち最初の1年間に終了する連結会計年度の連結財務諸表(新規上場申請者が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、最近3年間のうち最初の1年間に終了する事業年度の財務諸表とし、新規上場申請者が外国会社である場合は、最近3年間のうち最初の1年間に終了する事業年度の財務書類とする。)
- b 前条第9号bに規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載する財務諸表等

(2) 第204条第1項第5号若しくは同条第2項第3号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等又は前条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

2 規程第204条第6項に規定する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書は、同項に定める財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は四半期報告書に含まれた財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで足りるものとする。

3 (略)

(監査概要書等)

第208条 規程第204条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号の規定により提出する「新規上場申請のための四半期報告書」に係るものをいう。

2 規程第204条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び四半期レビュー概要書の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 監査概要書は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、中間監査概要書は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、四半期レビュー概要書は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。

(2) 第204条第1項第5号若しくは同条第2項第3号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」又は前条第9号aに規定する「新規上場申請のための半期報告書」に記載される中間財務諸表等

2 規程第204条第6項に規定する監査報告書又は中間監査報告書は、同項に定める財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表等又は中間財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しで足りるものとする。

3 (略)

(監査概要書等)

第208条 規程第204条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号aの規定により提出する「新規上場申請のための半期報告書」に係るものをいう。

2 規程第204条第7項に規定する監査概要書及び中間監査概要書の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 監査概要書は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、中間監査概要書は、同項に規定する「第2号様式」に準じて作成するものとする。

(3) (略)

(4) 監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書は、前条第2項の規定により財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は四半期レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書の写しで足りるものとする。

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第210条 規程第204条第10項に規定する第2項から第8項までに掲げる書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 「新規上場申請のための四半期報告書」

2・3 (略)

(上場承認時の提出書類)

第211条 (略)

2・3 (略)

4 規程第204条第11項第2号に規定する施行規則で定める書類とは、第204条第1項第5号及び同条第2項第3号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」(の部に限る。)並びに第204条第1項第10号及び第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」をいう。

5・6 (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第212条 (略)

2~5 (略)

(3) (略)

(4) 監査概要書又は中間監査概要書は、前条第2項の規定により財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査又は中間監査に関する監査概要書又は中間監査概要書の写しで足りるものとする。

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

第210条 規程第204条第10項に規定する第2項から第8項までに掲げる書類のうち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 「新規上場申請のための半期報告書」

2・3 (略)

(上場承認時の提出書類)

第211条 (略)

2・3 (略)

4 規程第204条第11項第2号に規定する施行規則で定める書類とは、第204条第1項第5号、同条第2項第3号及び第206条第9号bに規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」(の部に限る。)並びに第204条第1項第10号及び第206条第9号aに規定する「新規上場申請のための半期報告書」をいう。

5・6 (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第212条 (略)

2~5 (略)

6 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1)～(9) (略)

(10) 規程第205条第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者が前号の規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が持株会社であって、持株会社になった後、新規上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)には、最近3年間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づいて算定される利益の額に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額)及び当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に掲記される売上高に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に掲記される売上高に相当する額)について審査対象とするものとする。

(11)～(15) (略)

7 規程第205条第7号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

6 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1)～(9) (略)

(10) 規程第205条第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者が前号の規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が持株会社であって、持株会社になった後、新規上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)には、最近3年間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づいて算定される利益の額に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額)及び当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に掲記される売上高に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書に掲記される売上高に相当する額)について審査対象とするものとする。

(11)～(15) (略)

7 規程第205条第7号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 規程第205条第7号cに規定する施行規則で定める場合とは、監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合をいう。

(3)~(5) (略)

8・9 (略)

10 規程第205条第9号の2に規定する施行規則で定める場合とは、新規上場申請者が、規程第204条第2項の規定に従い第204条第1項第9号の2に定める書面を当取引所に提出し、かつ、当取引所がやむを得ないと認める場合をいう。

11 (略)

12 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第219条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第211条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 第204条第1項第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号、第9号の2、第11号から第13号まで、第16号、第22号から第26号まで及び第28号から第31号までに掲げる書類

(2)~(8) (略)

2 (略)

(テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類)

第220条 規程第211条第3項に規定する施

(1) (略)

(2) 規程第205条第7号cに規定する施行規則で定める場合とは、監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)又は中間監査報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていない場合をいう。

(3)~(5) (略)

8・9 (略)

(新設)

10 (略)

11 (略)

(有価証券新規上場申請書の添付書類)

第219条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第211条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 第204条第1項第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号、第11号から第13号まで、第16号、第22号から第26号まで及び第28号から第31号までに掲げる書類

(2)~(8) (略)

2 (略)

(テクニカル上場の場合の有価証券新規上場申請書の添付書類)

第220条 規程第211条第3項に規定する施

行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類をいう。

(1) 規程第215条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 内国会社

(a) 第204条第1項第1号から第4号まで、第6号、第7号、第9号の2、第11号及び第24号から第26号までに掲げる書類

(b)～(f) (略)

b (略)

(2) (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第221条 規程第211条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、第206条各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に掲げる書類をいう。

(1) 規程第215条第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 内国会社

(a) 第204条第1項第1号から第4号まで、第6号、第7号、第11号及び第24号から第26号までに掲げる書類

(b)～(f) (略)

b (略)

(2) (略)

(新規上場申請に係る提出書類)

第221条 規程第211条第5項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、当該各号に掲げる場合に該当することとなるときは、当該各号に定める書類を提出するものとする。この場合において、第406条の規定は、第2号から第5号までの規定による四半期財務・業績の概況を記載した書類の提出について準用するものとする。

(1) 第206条各号に掲げる場合

当該各号に定める書類

(2) 新規上場申請に係る株券等の上場日が新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過し、6か月を経過していない場合

当該事業年度の第1四半期における四半期財務・業績の概況を記載した書類及び当該四半期財務・業績の概況を記載した書類に掲げる四半期財務諸表等についての公認会計士等による意見表明のための報告書 各2部

(3) 新規上場申請に係る株券等の上場日が新規上場申請日の属する事業年度が開始した

(削る)

(削る)

(監査報告書等)

第222条 規程第211条第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいう。

(1) 第219条第1項第2号又は第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付する直前事業年度及びその前の事業年度並びに直前連結会計年度及びその前の連結会計年度の財務諸表等

(削る)

日以後6か月を経過し、9か月を経過していない場合(新規上場申請者が規程第209条第6項ただし書の規定の適用を受ける外国会社である場合に限る。)

当該事業年度の第2四半期における四半期財務・業績の概況を記載した書類及び当該四半期財務・業績の概況を記載した書類に掲げる四半期財務諸表等についての公認会計士等による意見表明のための報告書 各2部

(4) 新規上場申請に係る株券等の上場日が新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後9か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第3四半期における四半期財務・業績の概況を記載した書類及び当該四半期財務・業績の概況を記載した書類に掲げる四半期財務諸表等についての公認会計士等による意見表明のための報告書 各2部

(5) 新規上場申請に係る株券等の上場日が新規上場申請日の属する事業年度終了後3か月を経過した後となる場合

翌事業年度の第1四半期における四半期財務・業績の概況を記載した書類及び当該四半期財務・業績の概況を記載した書類に掲げる四半期財務諸表等についての公認会計士等による意見表明のための報告書 各2部

(監査報告書等)

第222条 規程第211条第6項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、次の各号に掲げる書類をいう。

(1) 第206条第9号b、第219条第1項第2号又は第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等のうち、次のa又はbに掲げるもの

a 「新規上場申請のための有価証券報告書

(削る)

(2) 第219条第1項第2号若しくは第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等若しくは四半期財務諸表等又は第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

2 規程第211条第6項に規定する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書は、同項に定める財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は四半期報告書に含まれた財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しで足りるものとする。

3 (略)

(監査概要書等)

第223条 規程第211条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」に係るものをいう。

2 規程第211条第7項に規定する監査概要書、中間監査概要書及び四半期レビュー概要書については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(の部)」に記載及び添付する直前事業年度及びその前の事業年度並びに直前連結会計年度及びその前の連結会計年度の財務諸表等

b 第206条第9号bに規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」に記載する財務諸表等

(2) 第219条第1項第2号若しくは第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」又は第206条第9号aに規定する「新規上場申請のための半期報告書」に記載される中間財務諸表等

2 規程第211条第6項に規定する監査報告書又は中間監査報告書は、同項に定める財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表等又は中間財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しで足りるものとする。

3 (略)

(監査概要書等)

第223条 規程第211条第7項に規定する施行規則で定めるものとは、第206条第9号aに規定する「新規上場申請のための半期報告書」に係るものをいう。

2 規程第211条第7項に規定する監査概要書及び中間監査概要書については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) (略)
- (2) 監査概要書は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、中間監査概要書は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、四半期レビュー概要書は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。
- (3) (略)
- (4) 監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書は、前条第2項の規定により財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査、中間監査又は四半期レビューに関する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュー概要書の写しで足りるものとする。

(財務計算に関する書類)

第224条 規程第211条第8項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、第204条第1項第16号及び第220条第1号aの(e)に規定する書類をいい、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添4「会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続きに基づく「部門財務情報に対する意見表明のための報告書」を添付するものとする。

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

- 第225条 (略)
- 2 (略)
- 3 規程第211条第10項に規定する新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のう

- (1) (略)
- (2) 監査概要書は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、中間監査概要書は、同項に規定する「第2号様式」に準じて作成するものとする。
- (3) (略)
- (4) 監査概要書又は中間監査概要書は、前条第2項の規定により財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査又は中間監査に関する監査概要書又は中間監査概要書の写しで足りるものとする。

(財務計算に関する書類)

第224条 規程第211条第8項に規定する施行規則で定める財務計算に関する書類とは、第204条第1項第16号及び第221条第1号aの(e)に規定する書類をいい、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査に基づく監査報告書又は別添4「会社分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に対する意見表明に係る基準」その他の合理的と認められる手続きに基づく「部門財務情報に対する意見表明のための報告書」を添付するものとする。

(新規上場申請に係る提出書類の公衆縦覧)

- 第225条 (略)
- 2 (略)
- 3 規程第211条第10項に規定する新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のう

ち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

(1)～(3) (略)

(削る)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(上場承認時の提出書類)

第226条 (略)

2・3 (略)

4 規程第211条第11項第2号に規定する施行規則で定める書類とは、第219条第1項第2号及び第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」(の部に限る。)並びに第206条第9号に規定する「新規上場申請のための四半期報告書」をいう。

5・6 (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第227条 (略)

2～5 (略)

6 規程第212条第6号の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 規程第212条第6号bに規定する施行規則で定める場合とは、監査報告書(「新規上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が添付されていない場合は、直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、継続企業の前提に関する

ち施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第221条第2号から第5号までに規定する書類

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(上場承認時の提出書類)

第226条 (略)

2・3 (略)

4 規程第211条第11項第2号に規定する施行規則で定める書類とは、第206条第9号b、第219条第1項第2号及び第2項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書」(の部に限る。)並びに第206条第9号aに規定する「新規上場申請のための半期報告書」をいう。

5・6 (略)

(内国会社の形式要件の取扱い)

第227条 (略)

2～5 (略)

6 規程第212条第6号の規定は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 規程第212条第6号bに規定する施行規則で定める場合とは、監査報告書(「新規上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書が添付されていない場合は、直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは

る事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」が記載されていない場合をいう。

(一部指定の申請に係る提出書類)

第309条 (略)

2 規程第307条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) 内国会社

次のaからhまでに掲げる書類

a～d (略)

e 上場会社が持株会社であって、持株会社になった後、直前事業年度の末日までに2年以上(上場会社が規程第308条第6号a及びcのいずれにも適合していない場合は、3年以上)を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)は、当該期間のうち持株会社になる前の期間における子会社(持株会社になった日の子会社に限り、当取引所が提出を要しないものとして認める子会社を除く。)の各連結会計年度の連結財務諸表(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表)

この場合において、当該子会社が複数あるときは、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書(直前事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。)を添付するものとする。

f～h (略)

理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」が記載されていない場合をいう。

(一部指定の申請に係る提出書類)

第309条 (略)

2 規程第307条第3項に規定する施行規則で定める書類とは、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定める書類をいう。

(1) 内国会社

次のaからhまでに掲げる書類

a～d (略)

e 上場会社が持株会社であって、持株会社になった後、直前事業年度の末日までに2年以上(上場会社が規程第308条第6号a及びcのいずれにも適合していない場合は、3年以上)を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)は、当該期間のうち持株会社になる前の期間における子会社(持株会社になった日の子会社に限り、当取引所が提出を要しないものとして認める子会社を除く。)の各連結会計年度の連結財務諸表(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表)

この場合において、当該子会社が複数あるときは、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は中間連結損益計算書若しくは中間損益計算書を結合した損益計算書(直前事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。)を添付するものとする。

f～h (略)

(2) (略)

(一部指定の形式要件の取扱い)

第 3 1 0 条 (略)

2 (略)

3 規程第 3 0 8 条第 3 号に規定する売買高の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第 3 0 8 条第 3 号に規定する最近 3 か月間及びその前 3 か月間のそれぞれの期間における月平均売買高とは、直前事業年度の末日 (一部指定日が、直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して 9 か月を経過した日以後となる場合は、当該初日の属する事業年度に係る 第 2 四半期会計期間の末日。第 3 号において同じ。) を含む月の末日以前 6 か月間を前半 3 か月間及び後半 3 か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄 (当該銘柄に係る新たに発行された株券等を含む。) の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。

(2) ・ (3) (略)

4 ~ 6 (略)

7 規程第 3 0 8 条第 7 号に規定する虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第 3 0 8 条第 7 号に掲げる財務諸表等及び 四半期財務諸表等 につき公認会計士又は監査法人の監査又は 四半期レビュー を受けていない事業年度、連結会計年度、四半期会計期間 又は 四半期連結会計期間 がある場合には、当該事業年度、連結会計年度、四半期会計期間 又は 四半期連結会計期間 を除くものとする。

(2) 第 2 1 2 条第 7 項第 1 号及び第 5 号の規定は、規程第 3 0 8 条第 7 号の場合について準用する。この場合において、第 2 1 2 条

(2) (略)

(一部指定の形式要件の取扱い)

第 3 1 0 条 (略)

2 (略)

3 規程第 3 0 8 条第 3 号に規定する売買高の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第 3 0 8 条第 3 号に規定する最近 3 か月間及びその前 3 か月間のそれぞれの期間における月平均売買高とは、直前事業年度の末日 (一部指定日が、直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して 9 か月を経過した日以後となる場合は、当該初日の属する事業年度に係る 中間会計期間の末日。第 3 号において同じ。) を含む月の末日以前 6 か月間を前半 3 か月間及び後半 3 か月間に区分したそれぞれの期間における当該銘柄 (当該銘柄に係る新たに発行された株券等を含む。) の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。

(2) ・ (3) (略)

4 ~ 6 (略)

7 規程第 3 0 8 条第 7 号に規定する虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第 3 0 8 条第 7 号に掲げる財務諸表等及び 中間財務諸表等 につき公認会計士又は監査法人の監査又は 中間監査 を受けていない事業年度、連結会計年度、中間会計期間 又は 中間連結会計期間 がある場合には、当該事業年度、連結会計年度、中間会計期間 又は 中間連結会計期間 を除くものとする。

(2) 第 2 1 2 条第 7 項第 1 号及び第 5 号の規定は、規程第 3 0 8 条第 7 号の場合について準用する。この場合において、第 2 1 2 条

第7項第1号a中「監査報告書」とあるのは「監査報告書又は四半期レビュー報告書」と、同号b中「監査報告書」とあるのは「監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レビュー報告書」と読み替える。

（指定替えの要件及び時期）

第311条（略）

2～4（略）

5 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。

（1）債務超過の取扱い

a・b（略）

c 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を規程第404条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（規程第311条第1項第5号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）・（b）（略）

d（略）

（2）（略）

第7項第1号a中「監査報告書」とあるのは「監査報告書又は中間監査報告書」と、同号b中「監査報告書」とあるのは「監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は中間監査報告書」と読み替える。

（指定替えの要件及び時期）

第311条（略）

2～4（略）

5 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。

（1）債務超過の取扱い

a・b（略）

c 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を規程第404条第1項の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（規程第311条第1項第5号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）・（b）（略）

d（略）

（2）（略）

第405条及び第406条 削除

(書類の提出等の取扱い)

第416条 規程第421条第1項に規定する書類の提出等については、この款に定めるところによる。

(発生事実に係る書類の提出)

第419条 上場会社は、次の各号に掲げる場合には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

(本則市場の上場会社の四半期財務・業績の概況の開示)

第405条 規程第404条第2項の規定に基づく四半期財務・業績の概況の開示は、その開示資料に、当該四半期における当該上場会社の属する企業集団(当該上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該上場会社)の経営成績及び財政状態に係る四半期財務情報を記載することを要するものとする。

(マザーズの上場会社の四半期財務・業績の概況の開示)

第406条 規程第404条第3項の規定に基づく四半期財務・業績の概況の開示は、その開示資料に、四半期財務諸表等を記載することを要するものとする。

2 前項の四半期財務諸表等は、原則として、企業会計審議会により公表された中間財務諸表作成基準又は中間連結財務諸表作成基準に準じて作成するものとする。

3 第1項に掲げる四半期財務諸表等については、別添8「四半期財務諸表等に対する意見表明に係る基準」に基づく公認会計士等による意見表明のための手続又はこれに相当すると認められる意見表明のための手続を実施することを要するものとする。

(書類の提出等の取扱い)

第416条 規程第420条第1項に規定する書類の提出等については、この款に定めるところによる。

(発生事実に係る書類の提出)

第419条 上場会社は、次の各号に掲げる場合には、次の各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

(1) ~ (3) (略)
(削る)

(4) (略)

第427条 削除

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2・3 (略)

4 規程第601条第5号に規定する債務超過の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) ~ (3) (略)

(4) 規程第601条第5号ただし書に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を規程第404条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(規程第601条第5号ただし書に定め

(1) ~ (3) (略)

(4) 規程第404条第3項に該当した場合
四半期財務・業績の概況の開示に係る資料
に掲げる四半期財務諸表等につき公認会計士
等による第406条第3項の規定に基づく意
見表明のための報告書 提出を受けた後直ち
に

この場合において、マザーズの上場会社は、
当取引所が当該書類を公衆の縦覧に供するこ
とに同意するものとする。

(5) (略)

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取
扱い)

第427条 規程第421条に規定する書面(同
条かつこ書に規定する書面を除く。)には、上
場会社の代表者による署名を要するものとす
る。

2 規程第421条に規定する理由の記載に当た
っては、有価証券報告書又は半期報告書の作成
に関して上場会社の代表者が確認した内容を記
載するものとする。

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

第601条 (略)

2・3 (略)

4 規程第601条第5号に規定する債務超過の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) ~ (3) (略)

(4) 規程第601条第5号ただし書に規定する当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を規程第404条第1項の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(規程第601条第5号ただし

る1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a・b (略)

(5)・(6) (略)

5~9 (略)

10 規程第601条第14号に規定する株式の譲渡制限の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 第212条第11項の規定は、規程第601条第14号の場合について準用する。

(2) (略)

11~13 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第605条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第610条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第14号、第15号又は第22号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(1)~(12) (略)

(13) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。以下同じ。)を添付した有価証券報告書又は四半期報告書について、次のa又はbに該当した場合

a 法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の

書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a・b (略)

(5)・(6) (略)

5~9 (略)

10 規程第601条第14号に規定する株式の譲渡制限の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 第212条第10項の規定は、規程第601条第14号の場合について準用する。

(2) (略)

11~13 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第605条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第610条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第14号、第15号又は第22号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(1)~(12) (略)

(13) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。以下同じ。)を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のa又はbに該当した場合

a 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示

開示を、当該最終日までに行っているとき。

b (略)

(14) ~ (25) (略)

2 ~ 4 (略)

(上場審査の形式要件の取扱い)

第803条 (略)

2 (略)

3 第212条第11項の規定は、規程第804条第2号eの場合について準用する。

(会社情報の開示の取扱い)

第804条 (略)

2 規程第806条第5項の規定に基づく対象子会社の四半期財務・業績の概況の開示は、その開示資料に、当該四半期における当該対象子会社の経営成績及び財政状態に係る四半期財務情報を記載することを要するものとする。

3 (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第806条 (略)

2・3 (略)

4 第212条第11項及び第601条第10項第2号の規定は、規程第808条第2項第7号の場合について準用する。

5 (略)

(新規上場申請に係る提出書類等の取扱い)

第902条 規程第903条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) ~ (8) (略)

(9) 債券の新規上場を申請しようとする者が外国社債券の発行者(保証付外国社債券の発行者を除く。)である場合には、次のaか

を、当該最終日までに行っているとき。

b (略)

(14) ~ (25) (略)

2 ~ 4 (略)

(上場審査の形式要件の取扱い)

第803条 (略)

2 (略)

3 第212条第10項の規定は、規程第804条第2号eの場合について準用する。

(会社情報の開示の取扱い)

第804条 (略)

2 第405条及び第406条の規定は、規程第806条第5項の規定に基づく対象子会社の四半期財務・業績の概況の開示について準用する。

3 (略)

(上場廃止基準の取扱い)

第806条 (略)

2・3 (略)

4 第212条第10項及び第601条第10項第2号の規定は、規程第808条第2項第7号の場合について準用する。

5 (略)

(新規上場申請に係る提出書類等の取扱い)

第902条 規程第903条第2項に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) ~ (8) (略)

(9) 債券の新規上場を申請しようとする者が外国社債券の発行者(保証付外国社債券の発行者を除く。)である場合には、次のaか

ら e までに掲げる書類。ただし、上場会社又は上場外国社債券の発行者である場合には提出を要しない。

a 規程第 204 条第 6 項に規定する監査報告書又は四半期レビュー報告書（四半期財務諸表提出会社及び四半期連結財務諸表提出会社でない場合にあっては、中間監査報告書）

b 規程第 204 条第 7 項に規定する監査概要書又は四半期レビュー概要書（四半期財務諸表提出会社及び四半期連結財務諸表提出会社でない場合にあっては、中間監査概要書）

c ~ e （略）

(10) （略）

2 ~ 6 （略）

（有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い）

第 906 条 （略）

2 規程第 910 条に規定する理由の記載に当たっては、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書の作成に関して上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者が確認した内容を記載するものとする。

（監理銘柄の指定の取扱い）

第 910 条 当取引所は、上場債券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場債券を規程第 914 条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第 6 号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1) ~ (6) （略）

(7) 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告

ら e までに掲げる書類。ただし、上場会社又は上場外国社債券の発行者である場合には提出を要しない。

a 規程第 204 条第 6 項に規定する監査報告書又は中間監査報告書

b 規程第 204 条第 7 項に規定する監査概要書又は中間監査概要書

c ~ e （略）

(10) （略）

2 ~ 6 （略）

（有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い）

第 906 条 （略）

2 規程第 910 条に規定する理由の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者が確認した内容を記載するものとする。

（監理銘柄の指定の取扱い）

第 910 条 当取引所は、上場債券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場債券を規程第 914 条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第 6 号に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1) ~ (6) （略）

(7) 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書

書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書について、次の a 又は b に該当した場合

a 法第 24 条第 1 項、第 24 条の 5 第 1 項又は第 24 条の 4 の 7 第 1 項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

b (略)

2 ~ 4 (略)

(新規上場申請に係る提出書類等の取扱い)

第 9 2 2 条 (略)

2 規程第 9 2 8 条第 3 項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類とは、当該各号に規定する書類（法令により当取引所に提出されるものを除く。）をいう。

(1)・(2) (略)

(3) 内閣総理大臣等に次の a から c までに掲げる書類を提出した場合

a・b (略)

c 四半期報告書（訂正四半期報告書を含む。）

その写し各 2 部

3 ~ 6 (略)

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い)

第 9 2 6 条 (略)

2 規程第 9 3 3 条に規定する理由の記載に当たっては、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書の作成に関して上場交換社債券の発行者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次の a 又は b に該当した場合

a 法第 24 条第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

b (略)

2 ~ 4 (略)

(新規上場申請に係る提出書類等の取扱い)

第 9 2 2 条 (略)

2 規程第 9 2 8 条第 3 項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類とは、当該各号に規定する書類（法令により当取引所に提出されるものを除く。）をいう。

(1)・(2) (略)

(3) 内閣総理大臣等に次の a 又は b に掲げる書類を提出した場合

a・b (略)

(新設)

その写し各 2 部

3 ~ 6 (略)

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い)

第 9 2 6 条 (略)

2 規程第 9 3 3 条に規定する理由の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場交換社債券の発行者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

(監理銘柄の指定の取扱い)

第929条 当取引所は、上場交換社債券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場交換社債券を規程第938条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第8号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(1) (略)

(2) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書について、次のa又はbに該当した場合

a 法第24条第1項、第24条の5第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

b (略)

(3)~(9) (略)

2~4 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の第204条第1項第10号、第206条第9号、第210条第1項第3号、第211条第4項、第212条第6項第10号、第221条、第226条第4項、第309条第2項第1号e、第310条第3項第1号、第902条第1項第9号a及びb、第910条第1項第7号、第922条第2項第3号並びに第929

(監理銘柄の指定の取扱い)

第929条 当取引所は、上場交換社債券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場交換社債券を規程第938条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第8号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(1) (略)

(2) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書 又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書 又は半期報告書について、次のa又はbに該当した場合

a 法第24条第1項 又は第24条の5第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

b (略)

(3)~(9) (略)

2~4 (略)

条第1項第2号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものは、なお従前の例による。

3 改正後の第206条第5号iの規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。

4 改正後の第204条第1項第9号の2、第205条第1号a(a)、第219条第1項第1号及び第220条第1号a(a)の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

5 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第605条第1項第13号a、同条第3項第4号、第910条第1項第7号a及び第929条第1項第2号aの規定の適用については、これらの規定中「最終日」及び「当該最終日」とあるのは「最終日の翌日から起算して15日を経過する日」とする。

別添3 結合財務情報に関する書類に対する意見表明に係る基準

新規上場申請者が第204条第1項第15号の規定により提出する結合財務情報に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について実施する、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1. . . 2. . . （略）

3. 目的

この基準は、公認会計士等が、対象となる結合財務情報に関する書類に、一般に公正妥当と認められる監査又は四半期レビューの基準に準拠した監査又は四半期レビューの場合に比して限定的な意見表明を実施することを目的とす

別添3 結合財務情報に関する書類に対する意見表明に係る基準

新規上場申請者が第204条第1項第15号の規定により提出する結合財務情報に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について実施する、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1. . . 2. . . （略）

3. 目的

この基準は、公認会計士等が、対象となる結合財務情報に関する書類に、一般に公正妥当と認められる監査又は中間監査の基準に準拠した監査又は中間監査の場合に比して限定的な意見表明を実施することを目的とする。

る。

4. 意見表明に関する手続

公認会計士等は、意見表明の手続を、次の(1)から(6)までに掲げるところにより実施する。

(1) 結合財務情報が、結合対象会社の財務諸表等又は四半期財務諸表等を基礎として作成されていることを確かめる。

(2) 結合対象会社の財務諸表等又は四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていることを、各監査報告書又は各四半期レビュー報告書等により確かめる。

(3)～(6) (略)

5. 報告書の記載事項

公認会計士等は、結合財務情報に対する意見表明のための報告書(以下この別添3において「報告書」という。)に、次の(1)から(5)までに掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 報告書が、結合財務情報に対して、一般に公正妥当と認められる監査又は四半期レビューの基準に準拠した監査又は四半期レビューに基づく監査意見又は四半期レビューの結論を述べるものではない旨

(5) (略)

(削る)

4. 意見表明に関する手続

公認会計士等は、意見表明の手続を、次の(1)から(7)までに掲げるところにより実施する。

(1) 結合財務情報が、結合対象会社の財務諸表等又は中間財務諸表等を基礎として作成されていることを確かめる。

(2) 結合対象会社の財務諸表等又は中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていることを、各監査報告書又は各中間監査報告書等により確かめる。

(3)～(6) (略)

5. 報告書の記載事項

公認会計士等は、結合財務情報に対する意見表明のための報告書(以下この別添3において「報告書」という。)に、次の(1)から(5)までに掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 報告書が、結合財務情報に対して、一般に公正妥当と認められる監査又は中間監査の基準に準拠した監査又は中間監査に基づく監査意見又は中間監査意見を述べるものではない旨

(5) (略)

別添8 四半期財務諸表等に対する意見表明に係る基準

当取引所は、マザーズの上場会社(以下この別添8において「会社」という。)が行う四半期財務・業績の概況の開示の適時性を確保するとともに、当該開示に係る四半期財務諸表等に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士等が四半期財務諸表等について一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保

証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

1. 実施者

この基準による意見表明及びそれに要する手続（以下この別添 8 において「意見表明等」という。）は、会社の監査人である公認会計士等（以下この別添 8 において「監査人」という。）が実施するものとする。

2. 目的

監査人は、四半期財務諸表等が、中間財務諸表作成基準又は中間連結財務諸表作成基準に準じた基準に照らして、会社の当該四半期会計期間に関する有用な情報を表示しているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的として意見表明等を実施する。

3. 意見表明に要する手続

監査人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査の場合に比して限定的な保証を与えることを目的とした意見表明のための手続として、主として次の各号に掲げる質問又は分析的手続を実施する。

（１） 会社の業務及び会社が属している業界の状況についての質問

（２） 会社の内部統制の整備状況及び直近決算日（中間決算日を含む。）後の重要な変化についての質問

（３） 会社が採用している会計処理の原則及び手続の内容、これらの変更の有無並びに新たな会計処理の原則及び手続の採用の有無に関する質問

（４） 財務データ相互間又は財務以外のデータと財務データ間の矛盾又は異常な変動の有無を検討し、四半期財務諸表等の合理性を確

かめる分析的手続

(5) 株主総会及び取締役会等の議事録並びに重要な決裁文書の閲覧

(6) 重要な後発事象又は偶発事象等の発生の有無に関する質問

(7) 対象とした四半期財務諸表等についての経営者による確認書の入手

4. 報告書の記載事項

監査人は、四半期財務諸表等に対する意見表明のための報告書(以下この別添8において「報告書」という。)に、次の(1)から(7)までに掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 対象となった四半期財務諸表等の範囲

(2) 意見表明のための手続がこの基準に準拠して実施された旨

(3) 実施した意見表明手続の種類及びこれが一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査に当たって採用される監査手続よりも限定されたものである旨

(4) 報告書によって表明される意見が、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査の場合に比較して限定的な保証を与えるものである旨

(5) 報告書が会社の四半期財務諸表等に対して、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査に基づく監査意見を述べるものではない旨

(6) 意見表明のための手続の結果、四半期財務諸表等が、中間財務諸表作成基準又は中間連結財務諸表作成基準に準じた基準に照らして、会社の当該四半期会計期間に関する有用な情報を示していないと認められる事項がなかったかどうかに関する意見(重要な意見表明に要する手続が実施されなかったこと等の理由により、当該有用な情報を表示してい

ないと認められる事項がなかったかどうかについて
の判断を行うことができない場合にあっては、
意見の表明を差し控える旨及びその理由)

(7) 会社と監査人との間に公認会計士法に定める利害関係がない旨

上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>上場廃止に係る審査</p> <p>3. 規程第601条第11号bに規定する影響の重大性の審査は、監査報告書又は<u>四半期レビュー報告書</u>の内容、当該報告書に「不適正意見」等が記載されるに至った経緯その他の事情を総合的に<u>勘案して行う</u>。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>上場廃止に係る審査</p> <p>3. 規程第601条第11号bに規定する影響の重大性の審査は、監査報告書又は<u>中間監査報告書</u>の内容、当該報告書に「不適正意見」等が記載されるに至った経緯その他の事情を総合的に<u>勘案する</u>。</p>